

## 千葉市職員措置請求（23千監(住)第1号）に係る監査結果について

### 1 請求の概要

- (1) 請求人 市民オンブズ千葉 代表幹事 漆原 勉 村越 啓雄
- (2) 請求日 平成23年11月2日
- (3) 請求内容 千葉市（以下「市」という。）は、都市公園施設設置許可（以下「設置許可」という。）により、(財)千葉しみどりの協会（以下「みどりの協会」という。）に対し自動販売機（以下「自販機」という。）を設置させているが、転貸という違法な行為を見過ごし、また、公募による貸付けにすれば増収が見込まれるのに財産の有効活用をしないことにより、これを逸失し結果的に損害を与えているので、設置許可を公募による貸付けとするよう千葉市長に勧告されたい。

### 2 監査の概要

#### (1) 監査対象事項

市は、みどりの協会に対する設置許可により各都市公園に自販機を設置させているが、公募による貸付けとしないことが違法又は不当な財産の管理を怠る事実該当するか否か。

#### (2) 監査結果

##### ア 結論

本件監査請求は、次の理由により却下する。

##### イ 理由（要旨）

###### (ア) 本件自販機設置に係る転貸について

都市公園施設設置条件書（以下「条件書」という。）の記載では、自販機の転貸のみを禁止しているが、監査対象部局の説明によれば、その趣旨は、設置許可を受けた者以外の者が目的以外で当該場所を使用することによって、公園の管理運営上支障を来すおそれがあるからとしている。

また、都市公園法（以下「公園法」という。）及び都市公園条例の規定により、市は許可に当たり設置の場所をも定めている。

以上のことからすると、条件書で禁止している自販機の転貸には、実質的に自販機の設置場所の転貸も含まれていると解される。

そこで、本件監査請求に係る自販機の運営状況についてみると、自販機は業者の所有する物であること、みどりの協会が業者に設置場所を提供するとした契約内容が示すように業者が都市公園内の所定の場所に自販機を設置していること等からすると、条件書で禁止している転貸に該当するものと言わざるを得ない。

しかしながら、都市公園の管理運営という側面からみると、当該自販機の所有が業者の所有であるか否か等によって、公園の管理運営上の支障が生じるおそれがあるとは認められず、直ちに設置許可を取り消さなければならない状況にはない。

また、仮に設置許可を取り消したり、設置許可をしなかったとしても、自販機の使用料収入の徴収ができなくなるに過ぎず、別の団体に設置させたとしても、同額の使用料を得ることとなるだけである。

したがって、転貸を見過ごしていたことが市に損害を招来するものではないのであるから、財務会計行為につき違法であるとは認められない。

以上の事情を鑑みれば、本件監査請求における財務会計上の行為としての問題点は、転貸に当たるか否かではなく、都市公園の敷地を公募により貸し付けて収入増を図るべきであるのに、設置許可を続けるのみで財産を有効に活用しておらず、それが違法又は不当であるか否かという点に帰着すると思われる。

#### (イ) 設置許可を公募による貸付けとしないことについて

公園法は「都市公園を構成する土地物件については、私権を行使することができない」と規定している。

また、平成19年1月23日の大阪高裁判決は、「都市公園が公共用物として一般公衆の自由使用に供されることを目的とするものである以上、これを構成する土地物件について、私権の行使を認めるときは、都市公園の法律的な使用関係が錯綜し、当該私権が利権の対象として取引されるおそれが生じることも含め、都市公園としての上記機能に重大な支障を及ぼすことが懸念されるため、これを予防するため、一般的に私権の行使を認めないこととしたのであると解される。」と判示した。このことから、私権の行使を招く都市公園の敷地及び公園施設の一部を貸し付けることは、そもそも禁止されていると解される。

以上のことから、請求人がその主張において求めていることは法令によりその実施が排除されているのであり、地方自治法（以下「自治法」という。）第242条第1項に規定する財務会計上の行為について監査を求めるものとは認められず、本件監査請求は、住民監査請求としての要件を満たすものではなく、不適法なものと判断する。

#### ウ 意見（要旨）

市は、平成21年1月5日付け財政部長通知において、行政財産における自販機の設置場所について、原則として自治法に基づく貸付けを公募方式により行うものとした。

都市公園における自販機の設置についても、自治法に基づく行政財産の貸付けと公園法に基づく設置許可との違いはあるものの、前記通知の趣旨は十分尊重されるべきであり、そもそも設置許可は、一般的に広く市民には認められない利益を与えられるものであることから、その利益に見合った負担を許可受者に求めることも必要である。また、増収を図ることにより都市公園の管理運営上の支障が直ちに生じるものでもない。

市当局においては、都市公園における自販機の設置許可について、他の地方自治体の事例も参考にしながら、増収を図るための方策の導入を検討されたい。

※詳細は、別添の千葉市監査委員告示第16号をご覧ください。